

所沢市PTA連合会 PTAの参考規約(概要)

- 1 目的が、「すべての児童の健全で幸福な成長」のためであることを明記しました。
- 2 会の目的を達成するための5つの活動を明確に定義しました。
児童の教育活動支援・円滑な情報交換とPTA活動の広報(ICTの活用)・よりよい生活学習環境と安全の構築・学びとレクリエーションによるコミュニティづくり(家庭教育)・住民や関係団体との連携
- 3 活動方針の中で、特に次の3点を含意しました。
 - ・「自主的な参加」による運営であることを明記し、ルールによる強制など、本人の意思に反する参加は強要しません。
 - ・ボランティア活動ですから相互扶助と信頼、感謝によって支えられていることを確認しました。
 - ・学校の教育方針を理解し、同時に意見を述べる権利を有するとして「共有」としたこと。
- 4 学校長は、学校を代表する立場であるので、顧問として位置づけました。
- 5 前に定めた5つの活動を推進するために、「活動部」を設けました。
- 6 「活動部」の活動推進者として、部長1名と副部長2名以上は、自主的な立候補によって決定します。もしも、役員が定数に満たず活動が困難な場合は、役員が決定するまでの間、その会の活動は休止となります。
- 7 「活動部」の役員が年度途中で決定した場合は、報告をもって承認とします。
- 8 個人情報、児童の安全のための活動と役員決定の際に使います。